

東久留米市地域センター・市民プラザ指定管理者の候補者の選定結果

指定管理者の候補者として、下記のとおり選定委員会から選定されました。

1. 指定管理者を設置する施設

- (1) 東久留米市立西部地域センター
- (2) 東久留米市立南部地域センター
- (3) 東久留米市立東部地域センター
- (4) 東久留米市滝山地区センター（東久留米市立西部地域センター内）
- (5) 東久留米市ひばりが丘地区センター（東久留米市立南部地域センター内）
- (6) 東久留米市大門町地区センター（東久留米市立東部地域センター内）
- (7) 東久留米市市民プラザ

2. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 指定管理者の応募申請件数

1件

4. 指定管理者優先交渉権者の名称等

名 称 株式会社セイウン
代表者 代表取締役 黒川 晴予
所在地 埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号

5. 選定理由

選定基準（※）に基づき、提出された書類の審査及びプレゼンテーション審査により総合的に評価した結果による。

（※）

（1）書類審査

- ・市民の平等、公平な使用の確保
- ・新たなサービスの創設など市民サービスの向上
- ・経費の節減など効果的な運営
- ・市民への安定的な施設サービスの継続的提供
- ・経営状況
- ・団体事業実績

（2）プレゼンテーション審査

- ・応募の動機、提案内容の明確な説明、プレゼンテーション能力
- ・施設の管理運営に関する理解や知識
- ・指定管理者としての資質

詳しくは、市民部生活文化課市民相談・施設係 電話０４２－４７０－７７３８へ。